

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年2月6日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区介護事業者経営改善支援事業業務委託

(2) 業務内容

社会情勢の変化による物価高騰や人材不足等の影響を受け、経営状況が厳しい中、世田谷区（以下「区」という。）内で介護事業所を運営し、生産性の向上や介護職員の処遇改善等につながる経営改善の意欲のある介護事業者に対し、経営課題の分析やそれに基づく経営改善等の伴走型支援を行う「世田谷区介護事業者経営改善支援事業」を実施し、もって介護事業者の経営の持続及び区民に必要な介護サービス提供の継続を支える必要がある。

このことに伴い「世田谷区介護事業者経営改善支援事業」の実施について、区内介護事業所の経営状況の分析と経営改善の立案、及び経営改善策の実行支援に加え、介護事業者向けの問い合わせ対応や説明会の実施等に関する業務を委託する。

(3) 履行期間

契約の日（令和7年4月上旬頃）から令和9年3月31日まで（予定）

契約は、毎年4月1日から翌年3月31日までの会計年度を単位とし、各年度において予算の配当があること及び履行に不備が無く、受託事業者がコンプライアンスに反する事項など継続して業務を委託し難い状況が無い限り、随意契約により、引き続いて業務を委託することを予定する。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 法人税・法人事業税・都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (5) 令和3年度以降、自法人での介護事業所の運営、他法人の介護事業所の経営改善支援及び官公庁との連携の実績を有すること。
- (6) 「世田谷区介護事業者経営改善支援事業業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

※委員長：高齢福祉部長 山戸 茂子

委 員：烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課長 原田 茂実

委 員：経済産業部経済課長 北 はやと

委 員：高齢福祉部高齢福祉課長 佐藤 秀和

委 員：高齢福祉部介護保険課長 谷澤 真一郎

委 員：高齢福祉部介護予防・地域支援課長 横尾 拓哉

上記の委員は公告時点のものである。人事異動により新たに着任した委員が事業者に所属することになった等、本要件を満たさなくなったときは、その時点で参加資格を失うものとする。

なお、委員の変更があったときは、区が参加表明書を受領した者に通知する。ただし、区による参加資格の確認や提案書の選定の結果、本委託契約の相手方として特定する予定のない事業者を除く。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 運営方針
- (2) 介護事業所の現状把握と課題分析の能力
- (3) 課題の改善策とサポートの具体策の企画能力
- (4) 本業務の実施体制
- (5) 本業務の進行管理の現実性
- (6) 情報セキュリティ対策
- (7) 法人の経験と実績
- (8) 見積もり金額の妥当性

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号（ノバビル分庁舎3階窓口）

世田谷区高齢福祉部高齢福祉課

電話：03-5432-2768 ファクシミリ：03-5432-3085

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和7年2月6日（木）から令和7年2月20日（木）まで

場所：世田谷区ホームページでの閲覧 / 方法：区ホームページからのダウンロードによる

[世田谷区トップページ](#)→[区政情報](#)→[契約・入札情報](#)→[発注情報](#)→

[現在実施中のプロポーザル情報](#)→[福祉・健康](#)

ページID：13144

URL:<https://www.city.setagaya.lg.jp/02082/22530.html>

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

期限：令和7年2月20日（木）正午まで必着

場所：上記（1）担当部課に同じ / 方法：持参又は電子メールによる（郵送不可）

※電子メールによる提出を希望する場合、上記（1）「担当部課」に記載の電話番号へ連絡し、メールアドレスを確認すること。

※電子メールによる提出の際は、件名冒頭に本委託業務名を明記の上、メール送付後、上記（1）「担当部課」に記載の電話番号へ連絡すること。以下同じ。

(4) 質問書の提出期限及び方法

期限：令和7年2月26日（水）正午まで

方法：上記（１）担当部課あて電子メールによる

回答：令和７年２月２８日（金）までに参加資格を満たす全参加者宛てに電子メールにて回答する。なお、寄せられた質問及び回答については、公平を期するため、内容を取りまとめた形式にて回答する。

（５）提案書の受領期限、提出場所及び方法

期限：令和７年３月１４日（金）正午まで必着

場所：上記（１）担当部課に同じ ／ 方法：持参又は電子メールによる（郵送不可）

（６）提案書の選定

提案書を合議により審査するために設置する選定委員会が、評価基準に基づき提案書の審査を実施し、総合的な評価により最も優れた事業者を契約候補者として選定する。

本件は書類審査のみとし、プレゼンテーションは実施しない。選定委員会の審査の必要に応じて提案事業者に電子メールによる聞き取りや資料の追加提出を求めることがあるため、この場合は速やかに回答すること。

選定委員会の審査実施日より１週間以内に、結果通知を郵送する。

実施時期：３月下旬（予定）

６ スケジュール

説明書交付期間	２月 ６日（木）～２月２０日（木）
参加表明書の受領期限	２月２０日（木）正午まで
招請通知発送	２月２１日（金）
質問提出期限	２月２６日（水）正午まで
提案書受領期限	３月１４日（金）正午まで
審査（提案書審査）	３月下旬（予定）
審査結果通知	３月下旬（予定）

７ その他

（１）正式な委託仕様書は、契約締結時において受託事業者と協議のうえ決定する。

（２）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（３）契約保証金 免除

（４）契約書作成の要否 要

（５）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無 「無」

（６）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（７）提案書類等の著作権は参加者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。

（８）参加資格を満たしていないことが判明した場合、提出書類の評価は一切行わない。

（９）本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

（１０）区から受領した資料等は許可なく公表、転載、引用してはならない。

（１１）詳細は説明書による。